

議第27号

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定について

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人京都市立芸術大学の重要な財産を定める条例

本則各号列記以外の部分中「公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡し、又は担保に供することについて地方独立行政法人法第44条第1項の規定により市長の認可を受けなければならない」を「法第44条第1項に規定する条例で定める」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「(法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産)」を付し、同条の前に次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、公立大学法人京都市立芸術大学が地方独立行政法人法(以下「法」という。)第6条第4項の規定に基づき処分しなければなら

ない場合及び法第44条第1項の規定に基づき譲渡し、又は担保に供しようとする場合の重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、公立大学法人京都市立芸術大学が保有する財産で、法第42条の2第1項又は第2項の規定による認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が1件につき500,000円以上であるもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他市長が定める財産とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

公立大学法人京都市立芸術大学が地方独立行政法人法の規定に基づき処分しなければならない場合の重要な財産を定める必要があるので提案する。